

藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について
藤沢市立看護専門学校条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例
藤沢市立看護専門学校条例（昭和 44 年藤沢市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「10,000 円」を「16,000 円」に改める。

第 6 条中「14,700 円」を「17,700 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第 4 条の規定は、令和 10 年 4 月 1 日以後の入学を志願する者に係る入学試験料について適用し、同日前の入学を志願する者に係る入学試験料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第 6 条本文の規定は、この条例の施行の日以後の月に係る授業料について適用し、同日前の月に係る授業料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、看護専門学校の入学試験料及び授業料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。